

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力向上を目的とし、地震による住宅の出火及び延焼を居住者等が自ら防止するために感震ブレーカーを購入及び設置する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて奈半利町補助金交付規則(平成8年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付の対象は、町内に住所を有する世帯とする。ただし、奈半利町暴力団排除条例(平成22年条例第16号)第2条に規定する排除措置対象者に該当すると認められる場合を除く。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、感震ブレーカー(「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターが推奨する物に限る。)の購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、感震ブレーカーの購入又は感震ブレーカーの購入及び設置に係る経費に10分の10を乗じて得た額とし、補助金の上限は5,000円とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者(以下「申請者」という。)は、奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金交付申請書(様式第1号)に感震ブレーカーの購入及び設置に係る見積書その他町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 申請は、1世帯につき1回限りとし、設置数は1世帯2箇所までとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、補助金交付申請書類を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付が不相当と認めるときは、奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（事業実績報告書）

第7条 申請者は、補助対象経費を支払った日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1） 感震ブレーカーの購入及び設置に係る経費内訳書及び領収書
- （2） 感震ブレーカーの設置状態を示す写真
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、奈半利町感震ブレーカー購入等補助金交付額確定通知書（様式5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈半利町感震ブレーカー購入等補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条に規定する請求書の提出を受けて、補助金を交付することができる。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 町長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（免責）

第13条 感震ブレーカーの設置については、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても奈半利町はその責任を負わな

いものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

年 月 日

奈半利町長 様

申請者

郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

㊞

電話番号

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金交付申請書

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、設置する住宅の状況を奈半利町総務課が調査することに同意します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 設置しようとする住宅の所在地

3. 添付書類

設置しようとする感震ブレーカーの種類、金額等がわかる書類（見積書等）

様式第2号（第6条関係）

奈半利町指令 第 号
年 月 日

様

奈半利町長

奈半利町感震ブレイカー購入費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった奈半利町感震ブレイカー購入費等補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額金 円

補助の条件

当事業における補助金を補助目的以外に使用しないこと。

様式第3号（第6条関係）

奈半利町指令 第 号
年 月 日

様

奈半利町長

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金については、下記の理由により不交付決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

奈半利町 様

申請者

郵便番号

住 所

フリガナ 氏 名

㊞

電話番号

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金実績報告書

年 月 日付け第号で交付決定のありました奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金に係る事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金交付決定額金 円

2. 添付書類

領収書、支払明細書等、写真（設置前後がわかるもの）

様式第5号（第8条関係）

奈半利町指令 第 号
年 月 日

様

奈半利町長

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金交付額決定通知書

年 月 日付で実績報告のあった奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金については、下記のとおり補助金を確定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額金 円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

奈半利町長

様

住 所
申請者 氏 名

印

奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金交付請求書

年 月 日付け奈半利町指令 第 号により交付決定を受けた奈半利町感震ブレーカー購入費等補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額

円

口座情報

金融機関	口座種別	口座番号
銀行 支店 JA 支所 信用金庫	普通 当座	
フリガナ		
口座名義人		